

日本国環境省とバングラデシュ人民共和国 環境森林気候変動省との間の環境分野における協力覚書
(仮訳)

日本国環境省とバングラデシュ人民共和国政府 環境森林気候変動省（以下、個別に「一方」、総称して「両当事者」という）は、

両国間の友好親善関係を強化することを望み、
持続可能な開発のための協力促進における共通の利益を考慮し、
環境保全及び改善が現在及び将来の世代にとって重要であることを認識し、
環境の効果的な保全には、地球規模での協力、調整及び努力が必要であり、
環境保護活動は地域、国家及び地方レベルで実施されるべきであることを認識し、
それぞれの国内法令に基づき以下の認識に達した：

**第1項
目的**

本協力覚書（以下「本覚書」という）は、持続可能な開発目標（SDGs）の迅速かつ成功裏の実施に向けたアクションの重要性を再確認し、環境分野における相互協力を強化、促進、発展させることを目的とする。

**第2項
協力分野**

協力活動は、以下に記載する環境保全に関連し相互に確認された分野において決定されるものとする。

- ・ 気候変動緩和と適応
- ・ 汚染防止および管理
- ・ 廃棄物管理
- ・ 生物多様性保全と持続可能な利用
- ・ 相互に合意した環境保護に関連するその他の分野

**第3項
協力の実施及び形式**

両当事者が提供できるリソースの範囲内で、適切な形式による協力を促進し支援する。これには以下が含まれる。

- 対話、研修、能力構築等適切な形式による技術的な情報及び専門知識の共有
- 共同研究や実現可能性調査などの共同活動
- その他、セミナー、ワークショップ、会議など相互に決定する協力形式

第4項 連絡窓口

本覚書に基づく活動の効果的な運営を確保するため、本覚書における全てについて、両当事者の連絡窓口を指定する。日本の環境省については地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室、バングラデシュ人民共和国 環境森林気候変動省については環境担当次官補が連絡窓口となる。

第5項 知的財産権

本覚書に基づく活動の実施により生じる知的財産権は、それぞれの国の法令に従って行使され、必要に応じて別途文書で詳細を定める。

第6項 保秘

- 当事者は本覚書の実施期間中、一方の当事者から受領した、または提供された文書、情報、その他のデータ、および本覚書に基づき作成された他の文書の守秘義務及び機密性を遵守する。
- 本項は、両当事者の現行の法令・規制を妨げるものではない。
- いずれの当事者も事前書面による通知なしに本覚書に基づき、一方の当事者から受領した機密情報を開示してはならない。

第7項 修正

本覚書は、両当事者の書面による合意により、隨時見直しまたは修正することができる。

第8項 相違の解決

本覚書に基づく活動の実施から生じる相違は、両当事者の協議または交渉により友好的に解決されるものとする。

第9項 開始、期間および停止

- 本MOCに基づく協力は、署名の日付をもって開始する。
- 本覚書に基づく協力は6年間継続し、両当事者の書面による合意により延長される、または一方の当事者が終了予定日の少なくとも6か月前に書面による通知を行うことにより、いつでも停止させることができる。
- 本覚書に基づく協力の停止は、両当事者が別段の合意をしない限り、進行中のプロジェクトまたは活動の完了まで、当該プロジェクトまたは活動の継続に影響を及ぼさない。上記は、本覚書に関する事項について両当事者が合意した認識を示すものである。

本覚書は、法的拘束力を有しない文書として、2026年2月6日に東京において2通の英語原本に署名がなされた。

日本国環境省

バングラデシュ人民共和国政府
環境森林気候省

土居健太郎
地球環境審議官

ムハンマド・ダウド・アリ
バングラデシュ国駐日大使